

令和2年 第15回

東京都教育委員会定例会議事録

日時：令和2年8月27日（木）午前10時

場所：教育委員会室

令和2年8月27日

東京都教育委員会第15回定例会

〈議題〉

1 議案

第260号議案

令和3年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用教科書の採択について

第261号議案

令和2年度東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和元年度分）について

第262号議案

東京都公立学校長の任命について

第263号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分について

2 報告事項

(1) 東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（答申）

(2) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教育長	藤田 裕 司
委員	遠藤 勝 裕
委員	山口 香
委員	宮崎 緑
委員	秋山 千枝子
委員	北村 友人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	藤田 裕 司
次長	小池 潔
教育監	宇田 剛
総務部長	安部 典子
指導部長	増田 正弘
教育政策担当部長	小原 昌
人事部長	浅野 直樹
（書記）総務部教育政策課長	秋田 一樹

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 おはようございます。ただいまから、令和2年第15回定例会を開会いたします。

本日は、共同通信社ほか2社からの取材と、6名の傍聴の申込みがございました。これを許可してもよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、許可をいたします。入室をお願いいたします。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も、退場命令の対象になりますので、御留意をお願いいたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用するとともに、換気をよくするため、扉を開けたまま議事を進行させていただきます。御了承願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、秋山委員をお願いを申し上げます。

前々回の議事録

【教育長】 7月9日の第13回定例会議事録につきましては、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認賜りたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。それでは、7月9日の第13回定例会議事録につきましては御承認をいただきました。

前回、7月27日の第14回定例会議事録が机上に配布されております。次回までに御覧をいただきまして、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。

次に今回の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち第261号議案から第263号議案まで、及び報告事項(2)につきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——。それではただいまの件につきましてはそのように取扱いをいたします。

議 案

第 260 号議案

令和 3 年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用教科書の採択について

【教育長】 それでは、第 260 号議案、「令和 3 年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用教科書の採択について」の説明を、指導部長からお願いいたします。

【指導部長】 それでは、第 260 号議案資料を御覧ください。

本日は、都立高等学校、都立中等教育学校（後期課程）、及び都立特別支援学校（高等部）において、令和 3 年度に使用する教科書の採択について、御審議をお願いいたします。

1 にございますように、教科書の内容や、これまでに都教育委員会で作成しました教科書調査研究資料、各都立高等学校等による選定状況などを総合的に判断し、来年度に各都立高等学校等で使用することが適当な教科書について、学校ごとに採択いただくものがございます。

2 の表を御覧ください。本日採択していただく教科書は、国語などの共通教科の 10 教科と、農業などの専門教科の 7 教科の文部科学省検定済教科書、及び農業など 5 教科の文部科学省著作教科書でございます。

次のページを御覧ください。これまでの事務手続の流れについて御説明申し上げます。

1 から 3 にありますように、各都立高等学校等では、校長の責任と権限の下、校長を委員長とする教科書選定委員会を設置いたしまして、教科書の調査研究を行い、各学校における生徒の実態等を踏まえまして、最も適切な教科書の選定を行いました。

なお、平成 31 年度に引き続き、令和元年度の文部科学省の検定におきましても、新たに著作・申請し、合格した教科書はございませんでしたので、調査研究に当たりましては、平成 30 年度までに都教育委員会が作成した、高等学校用教科書調査研究資料を活用しております。

4、5 になりますが、各学校からは、選定結果について具体的な選定理由とともに、教育庁指導部へ報告がありました。指導部におきまして、教育課程との照合などの確認をし、

必要に応じて指導を行いました。

各学校の選定状況をまとめたものが、机上にお配りしている冊子、「別紙1」と「別紙2」になってございます。

再度、1ページ目を御覧ください。2に、各学校による選定状況の概要を一覧にしてございます。選定した教科書の種類数の合計は、文部科学省検定済教科書で652種類、文部科学省著作教科書で28種類、合計680種類でございます。

その多くが、本年4月に文部科学省が発行した「令和3年度使用高等学校用教科書目録」に登載されている教科書でございますが、昨年度までに採択した教科書のうち、令和3年度使用の目録には登載されなくなったものの、使用する必要がある教科書も3種類ございます。具体的には、現在、都立特別支援学校で使用されている点字教科書の原典となっている教科書が対象となります。

学校ごとの選定状況につきましては、お配りしている冊子「別紙1」の資料に、各都立高等学校と都立中等教育学校（後期課程）で選定された教科書を、学校別、課程別にまとめております。

また、「別紙2」には、各都立特別支援学校（高等部）で選定された教科書を、学校別、教育部門別にまとめておきまして、これらをこのたび採択していただく教科書の案として、お示しをさせていただきました。

ここで、参考資料を御覧ください。

都立高等学校と都立中等教育学校（後期課程）で選定された教科書「教科別の選定状況」について、教科書別に、選定した学校数を図表にまとめてございます。

こちらの1ページを御覧ください。国語などの共通教科について、教科ごとに、その教科・科目の教科書を選定した学校数（課程数）と、教科書種類数を示し、その右隣に、最も選定の多かった教科書を記載しております。一番右は、参考として、今年度、令和2年度に使用されている教科書を掲載しております。

なお、学校数（課程数）につきましては、一つの学校で全日制、定時制など複数の課程がある場合は、課程ごとに教科書を選定しているほか、一つの教科につき2種類以上の教科書を選定している学校があることから、それらを合わせて集計しておりますので、御留意ください。

また、この表に表れていますとおり、このたび採択していただく教科書の案につきまし

ては、現在使用されている教科書と概ね同一のものが選定されております。

2 ページを御覧ください。ここから 23 ページにかけて、教科・科目ごとに、学校による選定状況について、どの発行者のどの教科書を、どのぐらいの数の学校が選定しているかを、表とグラフにしております。

具体的に、3 点ほど例を挙げて説明させていただきます。

3 ページの下段、「現代文 B」を御覧ください。218 の学校（課程）で、9 者の発行者の教科書を選定しておりますが、これらのうち、太枠で囲っております「第一学習社」の教科書を合計 60 校、全体の 27.5%の学校が選定しており、最も多くなっております。

その中でも、網掛けをしております「現 B 339」という教科書が 35 校と、最も多く選定されております。

続いて、6 ページの一番上の「日本史 B」を御覧ください。161 の学校（課程）で、4 者の発行者の教科書を選定しておりますが、これらのうち、山川出版社の教科書が最も多く選定されており、全体の 76.4%を占めております。その中でも、「日 B 309」が 114 校と、最も多くなっております。

続きまして、18 ページの「コミュニケーション英語 II」を御覧ください。254 の学校（課程）で、13 者の発行者の教科書を選定しておりますが、これらのうち最も多く選定されている発行者は啓林館で、54 校と全体の 21.3%を占めております。

ただし、教科書単体で見ますと、最も多く選定された教科書は、三省堂の「コ II 333」で、29 校が選定している状況でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらよろしく願いいたします。

【北村委員】 御説明いただきありがとうございます。

今回、それぞれの学校で、学校の特色や教育方針に応じて、適切な教科書を選択されたということで、教科書の採択そのものについては結構かと思いますが、教科書以外の教材についても、ここであえて言及させていただきたいことがあります。

先月、中学校の教科書の採択をしましたが、そのときにも少し申し上げましたように、今後、オンラインというものがどのぐらい活用されていくか見通しが難しいところもあるかと思いますが、電子教材等を含め、様々な副教材が充実していくことが、非常

に重要だと思えます。

もちろん、今日は教科書採択の話ですが、教科書に加えて、充実した副教材等を、都としても都立学校で使っていけるように、今後ますます研究していただきたいですし、その際に是非、こういった採択のプロセスのように、学校現場の声をよく聞いて、それぞれの学校が必要としているものに、是非適切に対応していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

【指導部長】 デジタル教材全般については、これまでも御回答させていただいているように、今後まだまだ研究の余地があると考えているところでございます。

おそらく、デジタル教材という形の副教材ではなく、教科書そのものがデジタル化されていく流れになっていくかと思えますので、それを教室の中で、あるいは家庭の中でどのように活用していくかについても、引き続き検討が必要かと思っております。

ちなみに、今回は、現在の教育課程の教科書の採択であり、こちらはほとんどデジタル教科書が発行されていない状況にあります。

来年度の選定に当たっては、高校も令和4年度から新しい学習指導要領となり、低学年分の教科書を選定、採択するという過程の中で、恐らく大分状況が変わってくるかと思えます。その点については、注視していきたいと思っております。

【教育長】 それでは、ほかにございませぬようでしたら、第260号議案につきましては、原案のとおり決定してよろしゅうございませぬようか。――〈異議なし〉――ありがとうございます。それでは、第260号議案につきましては、原案のとおり御承認をいただきました。

報 告

(1)東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（答申）

【教育長】 それでは、次に、報告事項(1)「東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（答申）」の説明を、引き続き指導部長からお願いいたします。

【指導部長】 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申について御説明させていただきます。報告資料(1)を御覧ください。

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会は、平成26年6月に制定した「東京都いじめ防止対策推進条例」に基づき、教育委員会の附属機関として設置されている委員会で、所掌事項の一つとして、教育委員会の諮問に応じて、都内公立学校のいじめ防止対策の推進について、調査、審議し、答申するということが挙げられております。

この委員会は、資料（概要版）の上段ボックスにある「諮問事項」を踏まえまして、平成30年11月14日に、第1回の会議を開催し、これまで6回の審議を行ってまいりました。

このたび、2年間の任期が本年7月末日をもって終了となることから、今般、答申をいただいたところでございます。

机上には、答申本文を配布させていただいております。また、タブレットの2ページ以降に、今回の審議に当たりまして活用されたデータ等を、参考資料として掲載しております。

それでは、別冊の答申の2ページの目次を御覧ください。

本答申は、「第1」の「いじめ防止対策の現状と課題」と、「第2」の「いじめ防止対策の一層の推進にかかる方向性」の、大きく2点で構成されております。

「第1 東京都におけるいじめ防止対策の現状と課題」から、その概要についてお話をさせていただきます。

答申本文の4ページ、5ページをお開きください。

こちらには、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定された後の、東京都におけるいじめ防止等の取組と、いじめ問題対策委員会による検証・評価の経緯が示されております。

次に、6ページをお開きください。

ここからは、第2期の答申におきまして、いじめ防止等の対策を一層推進するための今後の方向性として挙げられた点として、6ページの上段に、(1)から(5)として示しておりますが、それぞれについて、現状、成果、課題が明記されております。その概要について一点一点御説明をさせていただきます。

1点目は、「『学校いじめ対策委員会』における多角的な検証によるいじめの認知の徹底」でございます。

答申本文では、6ページ中段から、タブレットの画面では、概要版中央のボックスの左側の赤い枠の部分を、併せて御覧ください。

成果として、「教員が、児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、『学校いじめ対策委員会』に報告することについては、ほぼ全ての学校で定着している。」

一方、課題として、「いじめの認知件数が0（ゼロ）件の学校が一定数あることや、学校や自治体により認知件数に差があることから、各学校は、「本当にいじめに苦しむ児童・生徒はいないか」、「『学校いじめ対策委員会』の協議を経て、いじめの認知を行っているか」という視点から、改めて自校の取組を見直す必要がある。」ことが挙げられております。

2点目は、「PDCAサイクルによる改善の仕組みの確立」についてでございます。

答申本文では、11ページを、概要版では、オレンジ色の部分を御覧ください。

成果として、「学校評価へのいじめ対策に係る項目の設定、都教育委員会が開発した『学校のいじめ防止の取組の進捗状況が見える化するシート』の活用により、PDCAサイクルのうち、特に「評価」「改善」に係る取組の強化が図られている。」

一方、課題として、「年間計画の策定・共通理解については、実施効率が低い傾向にある。自校においてどのような問題点が潜在化しているかを共通認識する機会の設定や、外部人材等を活用した課題分析の充実等、PDCAサイクルの『改善』『計画』の充実を図るとともに、実効性のある『学校いじめ防止基本方針』の改訂に向けた取組を推進する必要がある。」ことが挙げられております。

3点目は、「より実効性のある教育相談体制の構築、SOSの出し方に関する教育の推進」でございます。

答申本文では13ページを、概要版では緑色の部分を御覧ください。

成果として、「子供の不安や悩みに対して、学級担任やスクールカウンセラー等の教職員が相談に応じたり、その情報を教職員間で共有したりするなど、各校において、教育相談体制の充実に向けた取組が推進されている。」

一方、課題として、「『誰にも相談していない』という児童・生徒がいるとする実態がある。児童・生徒にとってSOSを出しにくい実情があるということ踏まえ、SOSを

出す力、受け止める力を育むことに加え、相談できる大人を増やすという視点も必要である。」ことが挙げられております。

4点目は、「日常の授業から、子供たちが話し合い等を通して多様性等を認め合う態度の育成」でございます。

答申本文では17ページ以降、概要版では青色の部分をご覧ください。

成果として、「道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、学習指導を行うことや、子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成に向けた指導を、意図的、計画的に行うことについては、ほぼ全ての学校において実施している。」

課題として、一方、子供たち同士の話し合いにより合意形成や意思決定を行っているとする児童・生徒の割合は、6から7割にとどまっており、多様性や互いのよさを認め合うことについて、日常の授業はもとより、家庭、地域等、様々な場を通して育むことが必要であることが挙げられております。

5点目は、「保護者や関係機関との効果的な連携、学校サポートチームによる支援等の充実」でございます。

答申本文では20ページを、概要版では紫色の部分をご覧ください。

成果として、「学校のホームページや学校便り、保護者会等で、自校の学校いじめ防止基本方針の内容について周知するなど、保護者等との共通理解を図る取組が推進されている。」

一方、課題として、「学校の発信を保護者、児童・生徒がどの程度理解しているか、どのように受け止めているか、学校と保護者、児童・生徒の受け止めとの間に乖離がないかという視点から、学校による保護者等への周知の在り方を見直すとともに、保護者や地域からの発信を促し、受け止める態勢を充実させるなど、日頃から双方向の関係を築くことが必要である。」ことが挙げられております。

次に、「第2 東京都におけるいじめ防止対策の一層の推進に係る方向性」についてでございます。

「第2」は2点の項目から構成されております。

1点目は、「いじめ防止対策委員会からの提言」でございます。

答申本文では23ページを、概要版では水色のボックスをご覧ください。

「第1」で明示された成果や課題に照らし、東京都におけるいじめ防止等の取組の一層の推進に向けて、ここに記載している5点の提言をいただいたところです。

- (1) 「まず、子供を信頼していることを示そう。」
- (2) 「いじめ予防の基本として、授業の充実を目指そう。」
- (3) 「子供をみる目を養おう。」
- (4) 「教職員間の情報共有を大切にしよう。」
- (5) 「保護者、地域社会と共に手を取り合おう。」

以上でございます。

2点目は、「いじめ防止対策の一層の推進に向けた7つの方策」でございます。

答申本文では24ページと25ページを、概要版では、水色のボックスの下の部分を御覧ください。

これらは、「対策委員会からの提言」に示したいじめ防止対策の具現化に向けて、都教育委員会が取り組む事項として、次の7点が挙げられております。

- (1) 「『子供自らがいじめについて考え、自ら行動できる』取組の一層の充実」
- (2) 「学校の教育活動全体を通しいじめ防止の取組の充実」
- (3) 「いじめの認知に至るプロセスの明示」
- (4) 「教職員が自己の取組を点検するためのレーダーチャートの作成・活用」
- (5) 「家庭・地域向けのプログラムや啓発資料等の作成・活用」
- (6) 「学校サポートチームの魅力、効果的な活用に係る周知」
- (7) 「学校における『いじめ総合対策』の活用促進に向けた工夫」

以上でございます。

最後に、今後の取組についてお話をさせていただきます。概要版の下のボックスを御覧ください。

指導部といたしまして、この答申を踏まえまして、今年度末までに、「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次】」を一部改訂し、都内公立学校の全ての教員に配布する予定としております。

令和3年度からの4年間、都内の全公立学校において、「いじめ総合対策【第2次】」の一部改定を踏まえた取組を行い、いじめ防止対策の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願い申し上げます。

【宮崎委員】 このタイミングなので、まとめは難しいというのもあったのかもしれませんが、リモート授業、あるいは、コロナによる休業という期間が、今年度、4月からずっと続いた間に、学校の様子というのがかなり変わったところもあると思います。

少なくとも、リモート授業だと、不登校という概念がそもそもなくなるというところもありますし、もちろん、不参加というのはあるかもしれませんが、以前の委員会でも何度も申し上げて、議論にも出ていることですが、授業はできても人間関係を築くというのは、リモートでは難しいです。

その部分を、特に低学年の方はどう対処したらいいかというのは、大きな課題ではありますが、ネットワークというのは、つながると同時に断ち切ることもできるので、「いじめ」という枠組みで苦しんでいる子供を、その環境から救い出すということも、ある意味できると思います。ハードの意味でできると思います。

そういうことを、使えるものは使っていくということで、短い期間なので、この報告書をつくるのはデータとか結果とかが出ていないということなら、そういうことは仕方がないかもしれませんが、方向性としては使っていくことができると思います。

精神論で「なくしましょうね」というだけでは、どうにもならない部分を、この仕組みの方で、システムの方で、防ぐことができるかもしれないという点については、どうふうに盛り込んでいくのか。

令和3年3月という予定もありますが、その中にどう入れていくのか。その辺についてはいかがでしょうか。

【指導部長】 今回御報告させていただいたのは、飽くまでも、第3期の「いじめ問題対策委員会」からの答申ということで、新型コロナウイルス感染症に伴う、臨時休業があり、リモート授業等があるという状況の中で、1回しか開かれていませんでした。

我々は、この提言を受けるとともに、本日、ここに提言についての御報告をさせていただいて、委員の皆様方から御意見をいただいたものも踏まえて、いじめ総合対策を改訂していくという流れになっていきます。宮崎委員から言われた御指摘というのは、当然、今

後必要な内容かと思いますので、この総合対策の改定にどういう形で反映できるか、事務局で検討してまいります。

その結果については、またこの会で御報告させていただいて、御意見をいただいて、最終的に、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」を完成させるという流れになっていくかと思います。

【宮崎委員】 大きな流れは分かりましたが、「待ってられない」ので、今すぐ対処というような部分もありますので、是非こういう答申の中にも、確定していなくて結構ですから、「そういう方向性も模索したい」というようなことは盛り込んでいただければよかったかなと思いました。

【遠藤委員】 これを全部じっくり読ませていただいて、非常によくできていると思います。ただ、読んでいて、考えてみると、本当にこれでいいのかなという感じがしました。

これは、対症療法ですよ。いじめ問題の対症療法であっても、いじめ問題の本質というのはどこにあるかということですが、この概要版の1の(5)「保護者、地域社会と共に手を取り合おう。」という、このところに本質的な問題があるのではないかと考えています。

ただ、実際に教育委員会としての対応としては、踏み込めない部分があると思います。例えば、今回のコロナ騒ぎの中で、地域社会の中でいろいろいじめに相当するようなことが起きています。子供たちはそれを見ているのですよ。

そういったような、地域社会で、大人の社会で起こっているいじめの本質的な問題について、我々はそれを子供にどう指導するかということは、なかなかできないですよ。

例えば、この間、文科大臣がわざわざ、コロナの問題でああいうコメントを出さざるを得なかったということは、本質的に社会に存在するいじめ体質があるからですが、子供たちは大人のそういうものを見ているのですよね。

それに我々がどう踏み込んでいって、子供に対して、「いじめはやめようね」というような教育ができるのか。

私は、これを見ていて、非常によくできていると思うけれども、現実には今の社会で起こっている諸々のことを考えると、ちょっと限界を感じてしまうのです。ただ、だからといって、諦めてはいけないので、我々でできることはやっていかなければいけないと思います。

そういう中で、この報告書の中で気になったのは、部長も御指摘になっていましたが、高校生の段階で、約62%がゼロというのは、これは、やる気がないというのか、報告する気持ちがないということなのか、本当はないのか。そのところに、結局、高校の先生たちがいじめの本質というのは何かということを知っていて、「これは学校の問題じゃないよね」というふうな認識もあるのかなと思ったりもしました。

この報告書の中でいくと、ここのが気になりますが、全体として、我々としてやれることとやれないことがある。だからといって、諦めてはいけないというようなことも、これを読んで感じたことです。

【指導部長】 いじめの防止に当たっては、遠藤委員から今お話があったように、対症療法だけではなくて、日頃からの取組というのは、何もいじめに限った話ではないと、我々も捉えています。

答申をつくってくださった委員会の委員の皆様方からも、いじめ対策だけやっていたらいいという話ではなくて、日々の学校生活の中のいろいろな場面で、そういう力を養っていく機会があるので、そういうところを捉えて、充実させていく必要があるという御意見をいただいております。

この中で一つ言われていることは、大人自身が、子供から相談される大人になればいけない。そういうことを考えていったときに、遠藤委員から言われていたような本質的に社会に存在するいじめ体質があり、子供が大人を見ていると、子供からは、多分、相談はその大人にはいかないと思うのです。

そういうメッセージを我々が、保護者、地域社会に出しながら、それがどこまで力が及ぶかということはあると思いますが、そこは諦めないでやり続けて、我々自身が、子供から相談され得る大人になっていくという意識をもつ必要があるかなと思います。

【北村委員】 遠藤委員から今御指摘があったような問題について、僕も考えていたのですが、先生方の意識というものも非常に大事だなと思います。

一つ質問ですが、いじめの認知件数が、平成27年以降、28、29、30年度と急速に増えています。文科省の調査でも、いじめの定義が変わると、ぐっと増えて、またしばらくして、また定義が変わると増えてというような波を繰り返していきましたが、結局、何をもらっていじめだというふうに捉えるかという、その定義が変わると、数が増えるという部分があります。

それと同時に、いじめというものを、被害者の感情に立って、「いじめられた」と感じたら、それはもういじめだということで、今は多分、いじめの件数として認知されていると思うのですが、それが先生方の中に徹底されていれば、必ずしも、後でいじめとして認知されたからといって、それがすぐに何らかの罰則になったりとかというのは、また次の段階ですよ。

それは、ハラスメントでも同じことだと思いますが、まずは、それを認知して、その被害者感情に寄り添って、被害者を必ず守る。その上でどういう対応をするかということになっていくので、この認知するということが非常に大事なわけです。

ただ、この認知件数がぐっと増えている理由というのは、どういうものがあったのかということ、ちょっとお伺いしたいと思います。

【指導部長】 いじめ防止対策推進法ができたのが平成 25 年で、東京都いじめ防止対策推進条例ができたのが平成 26 年です。平成 27 年ぐらいから、北村委員から今あったように、法の中にある定義に即して、いじめの認知件数を出していくということが定着してきたと考えられます。

確かに、問題行動調査等でやり取りをしていくわけです。文科省からも、地域によっての認知件数の大きな差等について疑問が提示されて、それに対して確認をしろというような行為の中で、いじめを法の定義の中で認知するというのが徹底された部分が、認知件数が増えていることにあるということです。

それと、我々のアピールとして、いじめを認知することは、教育活動において必要な活動であって、いじめの認知件数の多寡により学校がどういうふう評価されるかという話ではないというところを、徹底的に言ってきた結果だと思います。

【北村委員】 ありがとうございます。

正に、それがすごく大事なことだと思います。ゼロというのが、本当にゼロなら、それは喜ばしいことですが、なかなか人間社会というのは複雑ですので、いじめという形で嫌な思いをする子たちがゼロというのは、恐らく、ほぼあり得ないのではないかという中では、やはり、ゼロという学校では、そういったものへの認識の徹底というのが不十分なところがあるのかなと思います。

それから、指導部長が今おっしゃったように、数が増えたからといって、それが駄目だということではなくて、むしろ、より配慮しながら、子供たちのことを見ているということなのだということを、多分、先生方に御理解いただくことが大事だと思います。

もう一つ、国の調査などを見ていて、面白いといったらいけないですが、不思議だなと思うのは、定義が変わって、みんなの認識が意識したときは、ぐっと増えるのですが、またしばらくすると減るわけですね。

結局また、皆さんの認識が曖昧になっていって、それでまた、新しい定義になったり、新しい法律ができたりすると、ぐっと増えたりという波がありますので、今はまだ少し増えている局面かもしれませんが、今後減ってきたりしてきたときに、その評価というのがすごく大事になるというか、それは、対策が徹底されるようになってきて減ってきたのか、先生方の意識が少しまた変わったりというのか、そういったもので減ってしまっているのか。

増えたから悪い、減ったからいいということではなく、その辺の評価というのはすごく難しいと思いますが、是非学校現場に即して、そのあたりを丁寧に分析して、その局面、その局面で必要なことを是非やっていただきたいと思います。

いじめというのは、本当にその人の人生を変えてしまうようなこともあり得るわけですから、全体の数として見なければいけないですが、一人一人の子がそれで傷ついたり、それで人生が変わったりしてしまうということを、僕らも意識しなければいけないと思いますし、先生方にその責任というものを是非お考えになっていただきたいと思います。

長くなってしまって恐縮ですが、もう一つだけ。

やはり、その意味で、相談できる大人を増やして、できるだけ初期の段階でそういったものを共有できるのは大事だと思いますので、こちらの提言にもあることはすごく大事だと思いますし、この答申の中で取り上げていることは大事だと思いますので、場合によっては、部活の指導員であるとか、部活の補助員であるとか、そういったところに、指導員の方は難しいですが、補助員なんかで、大学生のような、少し若い、世代の近い人を学校に増やしたりすることで、相談しやすさが出るかもしれないです。

また、逆に、ぐっと世代の上の人の方が話しやすいという子もいるかもしれないですから、若ければいいということではないとも思いますので、いろいろな世代のいろいろな方が学校と関わることで、相談できる大人が増えていくということが大事かと思います。

コロナの状況の中では、今はなかなか難しさがありますが、中長期的に見たときに、そういう大人を増やすことを、これははじめだけではなくて、様々な教育活動に関わることですが、是非積極的にやっていただきたいと思います。

【秋山委員】 今回の報告書は、調査していただきましたことが数値で示されていて、大変よく分かります。ありがとうございます。

答申の中で、「PDCAサイクルによる改善の仕組みの確立」については、とても大事だと思っています。

それを踏まえて、今回、委員会から提言と七つの方策が出ていますが、これも、どうやってPDCAサイクルにするかということ、できれば、次の調査の中に、その提言とか方策に対してどのような取組を行ったかとかいうようなことを入れていただくと、PDCAサイクルにつながっていくかなと思います。よろしくをお願いします。

【山口委員】 ありがとうございます。

遠藤委員、北村委員がおっしゃったように、子供たちが生きていく環境が刻々と変化している中で、こういったいじめの体質も変わってきますし、それについての予防や対策というのも、これでいいというのはなかなかないので、本当に大変だなというふうには思っています。

このコロナという、非常に未知のウイルスに対応していく中で、私たち大人が学んでいることが、非常に大きいと思います。

本質的に、そういう不確かなものや不安といったものが、差別であったりいじめであったりということを生み出すという、構造的な問題を、人間が誰しも持っているものだという事です。

ですから、私は、ここで考えなければいけないのは、大人に相談してほしいところはあるけれども、私たち大人が出せない答えがあるということの認識が、非常に大事だと思います。

私たちが正しいことを何でも子供に与えられるわけではなくて、そのことを子供にも分かってもらう。全てに答えがあるわけじゃないので、だから、話し合ったり、お互いに分かり合ったりということが必要だという、私たちも完璧じゃないということですね。

それを大人が分からないと、分からないながらも、誤った答えをもし教えたとしたら、それは、違ういじめや差別につながっていく可能性がありますから、そこは、やはり、注意する必要があるのではないかと思っています。それが一点です。

それから、ここでも十分話し合えていると思いますが、大人の社会もそうですが、SNSとかいった、今までと違う状況がどんどん出てきていますので、そういったことについて、今の子供たちがしっかりと知識や理解力を持って、あたっていけるように、東京都も取り組んでいます、そのところが一層重要になってくるかなと思っています。

それから、最後にもう1点だけ。多様性ということで、異なる考え方や生き方や価値観など、いろいろな人たちがいるということ認識させることと、後は、いじめの対策をしていくと、対立するということが阻まれるようなことはよろしくないと思います。

受け入れるということと、話合いの中で、違う意見を持ったり、違った立場を示すということは、決して悪いことではないのですが、どうも日本の社会は、そのディスカッションすらも余りよしとしないというか、みんな一律で同じ考え方でなければ、組織として駄目なんだといったところが、根底のところにも限らないと思いますので、そういったところを、これからを生きる子供たちは大事にしてもらいたいと思います。

もし万が一いじめが起きたときには、なぜそれをしてしまったのか。私はどういう考えでそうだったのか。そういうところに踏み込んで、いいか悪いかだけではなくて、そういう対応の仕方を是非、先生方は本当に大変ですが、子供たちと一緒に考えるというところで、第一にお願いしたいと思います。

【指導部長】 ありがとうございました。

今おっしゃっていただいたような視点ですね。まず、我々もいろいろな視点からいろいろな施策をうっていきますが、いろいろなところにそれは全部つながってきているという認識の下で、また各施策に下ろしていくときには、そういう視点も工夫しながらやっていく。

それから、これだけ認知件数が増えているということは、先ほど、北村委員からあったように、被害の子の気持ちに寄り添うということがあるのですが、加害の子から見ると、自分が全然いじめると意識がなくて、その子にとってよかれと思ってやっているのだけれども、結果として、その子はそのことで不快な思いをしたとか、傷ついたりとかということもあります。

ですので、両委員の先生からおっしゃっていただいたように、いじめの解決のためには、そこをしっかりと、先生方の方も捉えて、受け止めて、それで子供たちを指導していくという姿勢が必要であると思います。

それから、今回の提言でも挙げられていたように、授業の中で、話し合いだとかいうところを、もっともっと大切にしていかなければいけないという方策も出していただいていますので、そういった点も含めて、最終的に決定をしまいたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。 よろしゅうございましょうか。

大変貴重な御意見ばかりだったと思います。今後の施策に生かしていきたいと思います。

では、ほかに御意見、御質問等がございませんようでしたら、本件につきましては、報告として承りました。ありがとうございました。

参 考 日 程

今後の日程

教育委員会定例会の開催

次回 9月24日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長からお願いいたします。

【教育政策部長】 次回の定例会でございますが、9月の第2木曜日に当たります9月10日につきましては、現在、案件がございません。つきましては、9月の第4木曜日に当たります9月24日、午前10時より、教育委員会室にて開催を予定したいと存じます。

以上でございます。

【教育長】 ただいま御説明のとおり、9月10日は案件がないということでございますので、この場で9月10日の教育委員会は開催しないこととしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——。ありがとうございました。それでは、9月10日の教育委員会は開催しないことといたします。

今回は9月第4木曜日の9月24日となりますので、お間違えのないようお願いを申し上げます。

日程以外の発言

【教育長】 日程その他、何かございませんでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午後 10 時 49 分)